国民健康保険税　納税通知書の見方

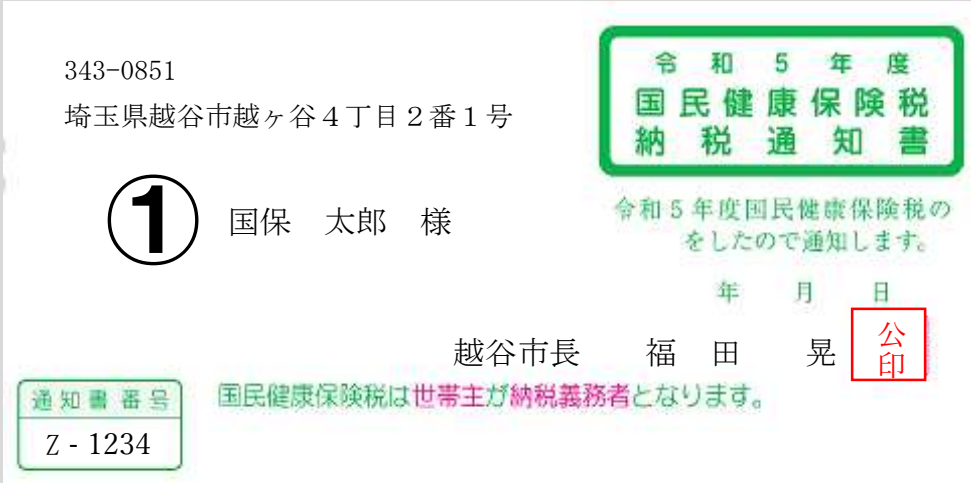

●納税通知書とは

この納税通知書は、越谷市の国民健康保険に加入した方に対して、国民健康保険税の支払をお知らせしたものです。

国民健康保険税は、国民健康保険に加入した方の医療費にあてられる貴重な財源です。納期内に支払をお願いいたします。

① 納税義務者

国民健康保険税は、世帯主が納税義務者となります。

●国民健康保険税の計算について

国民健康保険税は、世帯ごとに計算した所得割額及び均等割額の合計額が課税されます。加入者ごとの内訳は４ページに示しています。

② 所得割額

加入者の前年の総所得金額等に税率を乗じて計算したもの

③ 均等割額

加入者の所得の有無にかかわらず、人数に応じて計算したもの

④ 税率

年度によって異なる場合があります。

●国民健康保険税の納付について

国民健康保険税の納付方法は、「普通徴収」と「特別徴収」の２種類です。

⑤　特別徴収

年金からの差し引きで納付します。年６回

⑥　普通徴収

納付書又は口座振替で納付します。

６月から翌年3月までの年１０回

⑦　年間保険税額

世帯の年間保険税額

●加入者一覧について

国民健康保険税は、年度ごと（４月から翌年３月）に計算します。

⑧　月割資格

年度途中で加入した場合は月割りで計算します。

※資格がある月には「＊」が記載されます。

⑨　月割後課税額

加入者ごとの保険税額を確認する場合は、３つの項目（医・介・支）を合計した額が、それぞれの加入者の課税額となります。

●納付書について

令和５年度 国民健康保険税領収済通知書 第１期

納付書での支払の場合は、２種類の納付書が同封されています。いずれかの納付書を使用して納付してください。

１．全期　右下に「全」と記載されているもの
　　年間保険税額を一括で納付することができます。

２．期別ごと　右下に「１～１０の数字」が記載されているもの
　　年間保険税額を期別ごとの回数で分割したもの

納付方法

・金融機関、市役所窓口、コンビニエンスストア
・スマートフォンアプリでの納付

注意

＊申告はお済みですか

前年中に収入がない方は、申告することで均等割額の軽減判定が適用され、国民健康保険税が軽減される場合があります。

申告がお済みでない方は国保年金課までご連絡ください。

＊職場の健康保険に入ったときは脱退手続きをしてください

持ち物：国民健康保険の保険証（脱退する方全員）
　　職場等の保険証（加入した方全員）

場　所：国保年金課、北部出張所、南部出張所

【問い合わせ】

越谷市役所　国保年金課　保険担当（第二庁舎1階 二103②窓口）　☎電話　048-963-9146（直通）